消費者庁　資料

令和２年３月

全国生活衛生・食品安全関係主管課長会議

【目次】

〇食品表示企画課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

〇表示対策課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

〇消費者安全課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43

令和元年度全国生活衛生・
食品安全関係主管課長会議資料

令和2年3月
消費者庁食品表示企画課

食品表示法第10条の2の自主回収報告に係る内閣府令案

食品表示法の一部を改正する法律（平成30年法律第97号）による改正後の食品表示法（平成25年法律第70号）における自主回収報告における規定

（食品の回収の届出等）

第10条の2　食品関連事業者等は、第6条第8項の内閣府令で定める事項について食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をした場合において、当該食品を回収するとき（同項の規定による命令を受けて回収するとき、及び消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれがない場合として内閣府令で定めるときを除く。）は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、回収に着手した旨及び回収の状況を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公表しなければならない。

※　食品関連事業者等が届出をせず、又は虚偽の届出をした場合、食品表示法第21条第３号により罰則（50万円以下の罰金）の対象

○　食品表示法第10条の2第１項で規定する**消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれがない場合として内閣府令で定めるとき**として届出義務の対象外となるのは、**食品関連事業者等が回収に着手した時点**で、**回収する食品の販売の相手方（消費者を含む。）が特定されている場合**であって、**当該食品の販売をした食品関連事業者等が当該販売の相手方に直ちに連絡することにより、当該食品が摂取されていないこと及び摂取されるおそれがないことが確認されたとき**である。

○　自主回収を行った場合に**届け出される事項**として、**食品関連事業者等の氏名等及び住所、当該食品の商品名及び名称、当該食品に関する表示の内容その他の当該食品を特定するために必要な事項、当該食品が食品表示法第10条の2第１項に該当すると判断した理由、健康危害の発生の有無など**である。

○　自主回収の報告は、食品衛生法に基づく自主回収報告制度と同様のシステムにより実施する予定であり、食品表示法に基づく自主回収報告制度の施行は令和3年6月１日である。

食品表示法第10条の2の規定を受けた政令の改正

食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令（平成27年政令第68号）を改正し、当該に関する事務を都道府県等へ委任。

（都道府県等が処理する消費者庁長官に委任された権限に属する事務）

第7条　法第15条第1項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務（アレルゲン、消費期限、栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるものに係るものに限る。）のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事（保健所を設置する市（法第15条第5項に規定する保健所を設置する市をいう。第8項において同じ。）又は特別区にあっては、市長又は区長。以下この条において同じ。）が行うこととする。ただし、第1号及び第3号から第8号までに掲げる事務（第1号に掲げる事務にあっては栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるものの表示の適正を確保するため特に必要があると認めるときに限り、第4号から第6号までに掲げる事務にあっては法第6条の規定の施行に関し必要と認められる場合におけるものに限る。）については、消費者庁長官が自ら行うことを妨げない。

一～六　（略）

七　法第10条の2第1項の規定による届出の受理及び当該届出に係る同条第2項の規定による公表に関する事務　当該届出に係る食品関連事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

八　（略）

2　（略）

3　都道府県知事は、第1項本文の規定により、同項第1号から第3号までに掲げる事務を行った場合にはその内容を、同項第4号から第7号までに掲げる事務を行った場合にはその結果を、内閣府令で定めるところにより、消費者庁長官に報告しなければならない。

食品表示法第10条の2の規定を受けた内閣府令の案

注）　今後の法令審査等の過程で変更の可能性有り

食品表示法第6条第8項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成27年内閣府令第11号）を改正し、規定を新設。

（消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれがない場合）

第4条　法第10条の2第1項に規定する消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれがない場合として内閣府令で定めるときは、同項に規定する食品の販売の相手方（消費者を含む。）が特定されている場合であって、当該食品の販売をした食品関連事業者等が当該販売の相手方に直ちに連絡することにより、当該食品が摂取されていないこと及び摂取されるおそれがないことが確認されたときとする。

食品表示法第10条の2の規定を受けた内閣府令の案（続き）

（食品の回収の届出）

第5条　食品関連事業者等は、食品の回収について法第10条の2第1項の規定による届出をしようとするときは、回収に着手した後、遅滞なく、次に掲げる事項を内閣総理大臣（食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令（以下「令」という。）第7条の規定により当該権限に属する事務を同条第1項第7号に定める都道府県知事（保健所を設置する市（法第15条第5項に規定する保健所を設置する市をいう。）又は特別区にあっては、市長又は区長。）が行うこととされている場合にあっては、都道府県知事。以下この条において同じ。）に届け出なければならない。

一　食品関連事業者等の氏名又は名称及び住所

二　食品関連事業者等が回収の事務を他の者に指示し、又は委託した場合には当該者の氏名又は名称及び住所

三　当該食品の商品名及び名称、当該食品に関する表示の内容その他の当該食品を特定するために必要な事項

四　当該食品が法第10条の2第1項に該当すると判断した理由

五　当該食品の回収に着手した時点において判明している販売先、販売先ごとの販売日及び販売数量

六　当該食品の回収に着手した年月日

七　当該食品の回収の方法

八　当該食品が摂取されたことに起因する消費者の生命又は身体に対する危害の発生の有無

2　食品関連事業者等は、前項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3　第1項の規定による届出をした食品関連事業者等は、食品の回収が終了したとき（当該食品関連事業者等が回収の事務を他の者に指示し、又は委託した場合にあっては、回収が終了したことを確認したとき）は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（都道府県知事等の行う指示の内容等の報告）

第6条　令第6条第3項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一～五　（略）

2～8　（略）

9　令第7条第3項の規定による報告のうち同条第1項第7号に掲げる事務に係るものは、次に掲げる事項について行うものとする。

一～八　（略）※第５条第１項第１号～第８号に同じ

九　前条第2項の規定による届出を受けた場合にはその旨

十　前条第3項の規定による届出を受けた場合にはその旨

十一　法第8条第1項の規定による報告を求めた場合にはその旨及びその報告の内容

十二　その他参考となるべき事項

食品表示基準の一部改正について
（令和２年１月23日　消費者委員会食品表示部会資料から抜粋）

食品衛生法における指定成分等含有食品による健康被害情報の届出制度の創設

≪対象≫特別の注意を必要とするものとして厚生労働大臣が指定する成分等を含有する食品
健康被害情報や文献等による生理活性情報を科学的な観点で整理し、薬事・食品衛生審議会や食品安全委員会における専門家の意見を聴き、パブリックコメント等を行った上で、特別の注意を必要とする成分等の指定を行う。

※特別の注意を必要とする成分等の指定（告示）
厚生労働大臣が指定する成分等を定める。指定成分等の案：**コレウス・フォルスコリー**、**ドオウレン**、**プエラリア・ミリフィカ**及び**ブラックコホシュ**
の４つ。（令和元年12月３日から意見募集。令和２年２月公布、同年６月１日施行予定。）

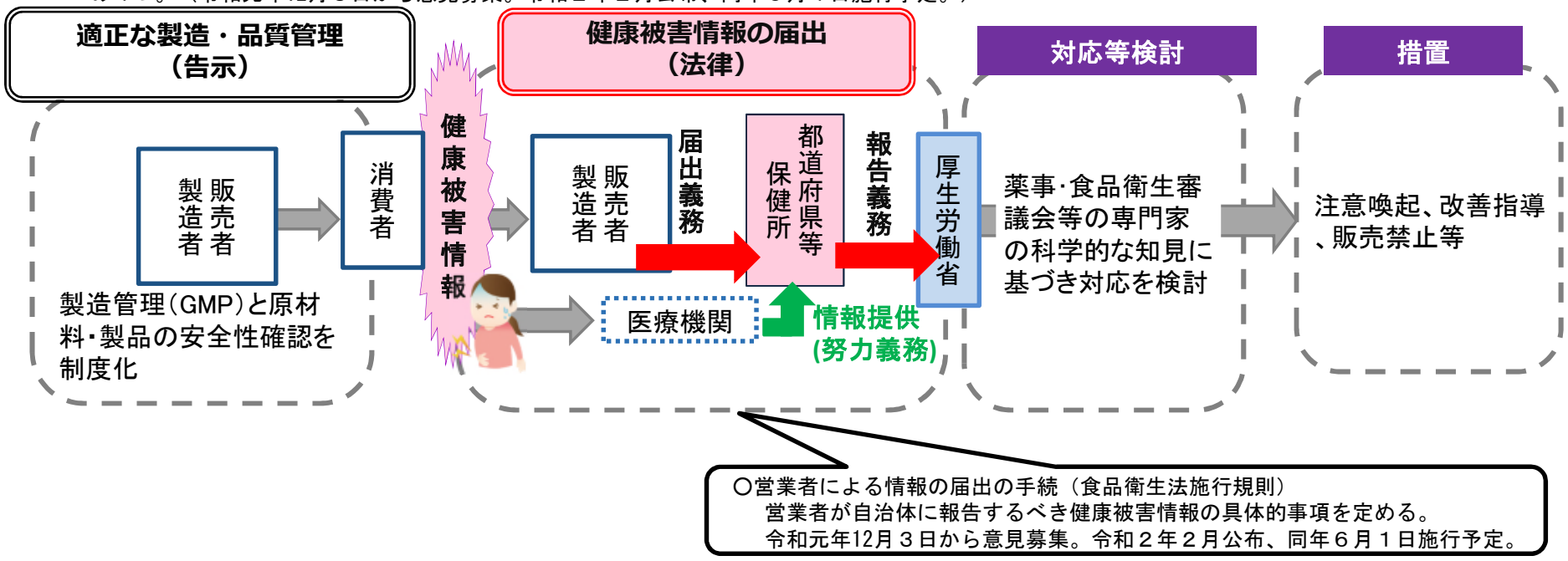

○営業者による情報の届出の手続（食品衛生法施行規則）
営業者が自治体に報告するべき健康被害情報の具体的事項を定める。
令和元年12月３日から意見募集。令和２年２月公布、同年６月１日施行予定。

出典 https://www.mhlw.go.jp/content/11131500/000481107.pdfを参考に消費者庁にて一部編集

6

指定成分等含有食品に関する事項の表示の必要性

【消費者への情報提供の観点から】

指定成分等は、摂取する上で危害の発生を防止する見地から特別の注意を要するものである。

【食品衛生の観点から】

改正食品衛生法により、指定成分含有食品による健康被害情報を確実に収集する届出制度が創設された。

指定成分等含有食品に、指定成分等に関する表示をしない場合

・消費者が選択する食品に指定成分等が含まれていること（＝摂取することに注意を要するものであること）が伝わらない。

・消費者が健康被害にあった場合の情報収集に支障をきたすおそれ。
・保健所等の調査及び医療機関等の情報提供に支障をきたすおそれ。

指定成分等含有食品について表示義務を課す必要
①消費者の安全及び自主的かつ合理的な選択の機会の確保につながる。
②指定成分含有食品による健康被害情報の届出制度の目的を補完できる。

7

指定成分等含有食品に関する基準の改正について（１）

今般、改正食品衛生法を踏まえ、厚生労働大臣が特別の注意を必要とする成分等を指定することから、**一般加工食品の横断的義務表示事項を定めた基準第３条第２項の表**を改正し、指定成分等含有食品に関する規定を新設する。

改正案　第３条第２項の表（横断的義務表示）に項を追加する（新設）。

第３条　（略）

２　前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

指定成分等含有食品（食品衛生法第８条第１項に規定する指定成分等含有食品をいう。以下同じ。）			
指定成分等含有食品である旨	**食品関連事業者の連絡先**	**指定成分等について食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物である旨**	**体調に異変を感じた際は速やかに摂取を中止し医師に相談すべき旨及び食品関連事業者に連絡すべき旨**
「指定成分等含有食品（○○）」と表示する（○○は、指定成分等（食品衛生法第８条第１項に規定する指定成分等をいう。以下この項及び別表第20の指定成分等含有食品の項において同じ。）の名称とする。）。	**食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の電話番号を表示する。**	**「指定成分等とは、食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物です。」と表示する。**	**「体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止し、医師に相談してください。加えて、体調に異変を感じた旨を表示された連絡先に連絡してください。」と表示する。**

8

指定成分等含有食品に関する基準の改正について（２）

指定成分等は、食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分等であるため、指定成分等を含む旨及び摂取をする上での注意事項は、他の表示事項より目立つ必要がある。このため、**様式、文字ポイント等表示の方式等の個別ルールを定めた基準別表第20**についても併せて改正を行う。

改正案　別表第20に項を追加する（新設）。

食品	**指定成分等含有食品**
様式	**別記様式１の規定による。**
表示の方法	**第８条各号（第３号を除く。）の規定によるほか、指定成分等含有食品である旨及び指定成分等について食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物である旨は、ＪＩＳＺ8305に定める14ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。**

上記の他、第５条第１項の表（義務表示の特例）、第10条第１項（義務表示）、第11条第１項の表（義務表示の特例）、第15条（義務表示）、別表第23に「指定成分等含有食品」の文言を追記し改正する。

9

食品添加物表示制度に関する検討会

第１回検討会　平成31年４月18日
第２回検討会　令和元年５月30日
第３回検討会　令和元年６月27日
第４回検討会　令和元年８月29日
第５回検討会　令和元年９月20日
第６回検討会　令和元年11月１日
第７回検討会　令和元年12月19日
第８回検討会　令和２年１月27日
第９回検討会　令和２年２月27日

検討項目

（１）今後の食品添加物表示の在り方

（２）その他

進め方及びスケジュール

食品添加物表示制度について、事業者による食品添加物に関する情報提供の実態や海外における食品添加物の表示制度等も参考に、事業者の実行可能性を確保しつつ、消費者が求める情報提供を可能とする制度設計の検討を進め、今年度末を目途に取りまとめを行う。

構成員

有田　芳子	主婦連合会 会長
稲見　成之	東京都 福祉保健局健康安全部 食品監視課長
上田　要一	一般社団法人 日本食品添加物協会 専務理事
浦郷　由季	一般社団法人　全国消費者団体連絡会　代表理事兼事務局長
大熊　茂	一般社団法人　全国スーパーマーケット協会 事業部教育研修課　調査役
坂田　美陽子	公益社団法人全国消費生活相談員協会　食の研究会副代表
佐藤　恭子	国立医薬品食品衛生研究所　食品添加物部長
武石　徹	一般財団法人食品産業センター　企画調査部　部長
中垣　俊郎	京都府立医科大学 大学院医学研究科 医療レギュラトリーサイエンス学 教授　（座長代理）
西島　基弘	実践女子大学　名誉教授（座長）
森田　満樹	消費生活コンサルタント

10

論点の整理

食品添加物表示制度の在り方の検討に当たり、「第２回検討会で実施した消費者団体ヒアリング」、「第３回検討会で実施した事業者団体ヒアリングにおける意見も踏まえ」、現状の制度の検証も兼ねて、次のとおり論点を整理した。

・論点１　一括名表示、簡略名・類別名表示の在り方
・論点２　用途名表示の在り方
・論点３　「無添加」、「不使用」の表示の在り方
・論点４　栄養強化目的で使用した食品添加物の表示
・論点５　食品添加物表示の普及、啓発、消費者教育について

令和元年８月29日開催
第４回食品添加物表示制度に関する検討会
資料2を修正

令和元年度全国生活衛生・
食品安全関係主管課長会議資料

消費者庁
表示対策課食品表示対策室

（令和元年度全国生活衛生・食品安全関係主管課長等会議） 未定稿

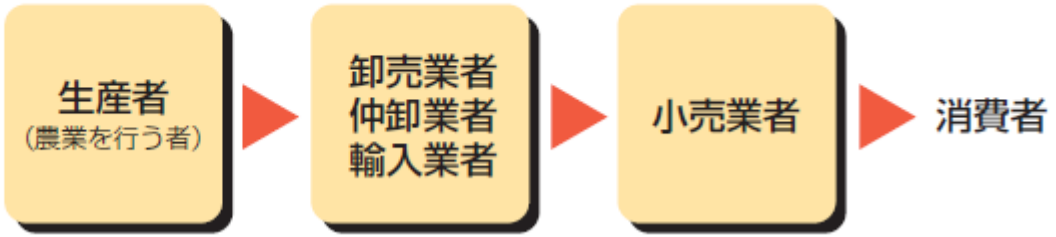

食品表示法

（制度の概要及び最近の動向）

消費者庁表示対策課
食品表示対策室
令和２年３月

表示ルールの改善・新設 ①

（令和２年４月から完全施行となる表示事項）

- アレルギー表示（改善）
- 栄養成分表示　（新設）
- 添加物表示　　（改善）
- 製造所固有記号（改善）

アレルゲンを含む食品の表示ルールの改善

【主な食物アレルギーの症状】
軽い症状：かゆみ、じんましん、唇や瞼の腫れ、嘔吐、喘鳴
重篤な症状：意識障害、血圧低下などのアナフィラキシーショック

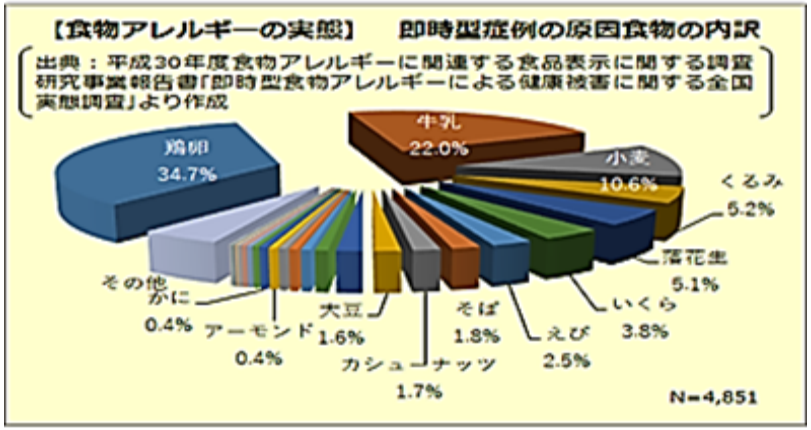

特定原材料等

根拠規定	特定原材料等の名称	理　由	表　示の義務
食品表示基準（特定原材料）	えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生(ピーナッツ)	特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高いもの	表示義務
消費者庁次長通知	アーモンド(令和元年９月より追加)、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン	症例数や重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数みられるが、特定原材料に比べると少ないもの。特定原材料とするか否かについては、今後、引き続き調査を行うことが必要。	表示を推奨（任意表示）

アレルゲンを含む食品の表示

- 特定加工食品及び特定加工食品の拡大表記を廃止。
  （より広範囲の原材料に、アレルゲンの表示を義務付け）
- 個別表示を原則とし、例外的に一括表示が可能。
  （一括表示をするときは、一括表示欄に、その食品に含まれる全てのアレルゲンを表示することが必要。）

【代替表記】
特定原材料等と具体的な表示方法が異なるが、特定原材料等の表示と同一のものであると認められるものにあっては、その表示をもって特定原材料等の表示に代えることができる。

例えば、「卵」であれば『玉子』や『たまご』などと表示することにより、「卵を含む」旨のアレルゲン表示を省略することができる。

【コンタミネーション】
原材料として特定原材料等を使用していない食品を製造等する場合であっても、製造工程上の問題等によりコンタミネーションが発生することがある。

他の製品の特定原材料等が製造ライン上で混入しないよう十分に洗浄するなどの対策の実施を徹底することが原則であるが、これらの対策の徹底を図ってもなおコンタミネーションの可能性が排除できない場合については、「注意喚起表示」を推奨している。

例：『本品製造工場では○○を含む製品を生産しています。』

【可能性表示の禁止】
『入っているかもしれない』といった「可能性表示」は不可。

15

栄養成分表示の新設

栄養素摂取と主な生活習慣病の関連

熱量（エネルギー）、たんぱく質、脂質及び炭水化物を過不足なく摂取すること、ナトリウム（食塩）を摂り過ぎないことで、生活習慣病を防ぐことができる。

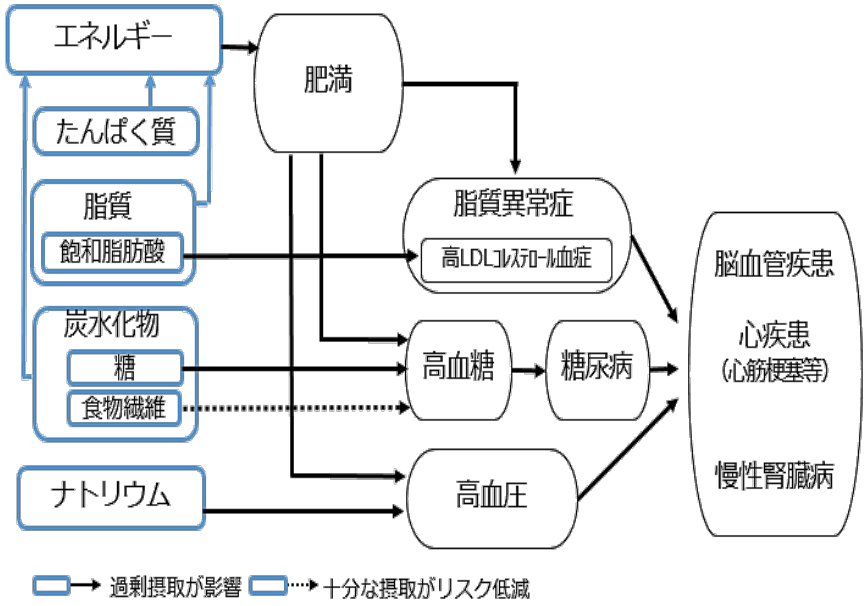

資料：厚生労働省「日本人の食事摂取基準（2015年版）」策定検討会報告書を参考に作成

義　務		熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム（食塩相当量に換算したもの）
任意	推　奨	飽和脂肪酸、食物繊維
	その他	n－3系脂肪酸、n－6系脂肪酸、コレステロール、糖質、糖類（単糖類又は二糖類であって、糖アルコールでないものに限る。）、ビタミン類、ミネラル類

栄養成分の表示

- 容器包装に入れられた加工食品、添加物（業務用を除く）には、義務表示となる５成分の量の表示が必要。
- 義務表示となる５成分は、
  - 栄養成分又は熱量である旨を冠し、一定の値又は下限値及び上限値を表示。
  - ナトリウムの量には「食塩相当量」を冠し、一定の値又は下限値及び上限値を表示。
- 栄養成分の量及び熱量は、100ｇ、100ml、一食分、一包装などの「食品単位」当たりの量を表示。
- たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム以外の栄養成分は、基準第７条に定めるところにより、任意に表示することができる。
- 表示された一定の値が、基準別表第９の許容差の範囲内にある値と一致しない可能性があること（例えば、『推定値』など）を表示した場合には、原材料における栄養成分の量から算出して得られた値、当該食品と同様の組成と考えられるものを分析して得られた値などの「合理的な推定により得られた値」を表示することができる。ただし、この場合には、表示された値の設定の根拠資料の保管が必要。
- 基準第７条の栄養成分の強調表示（栄養強調表示）をする場合には、「合理的な推定により得られた値」を表示することはできない。

食品添加物表示の改善

食品添加物の種類

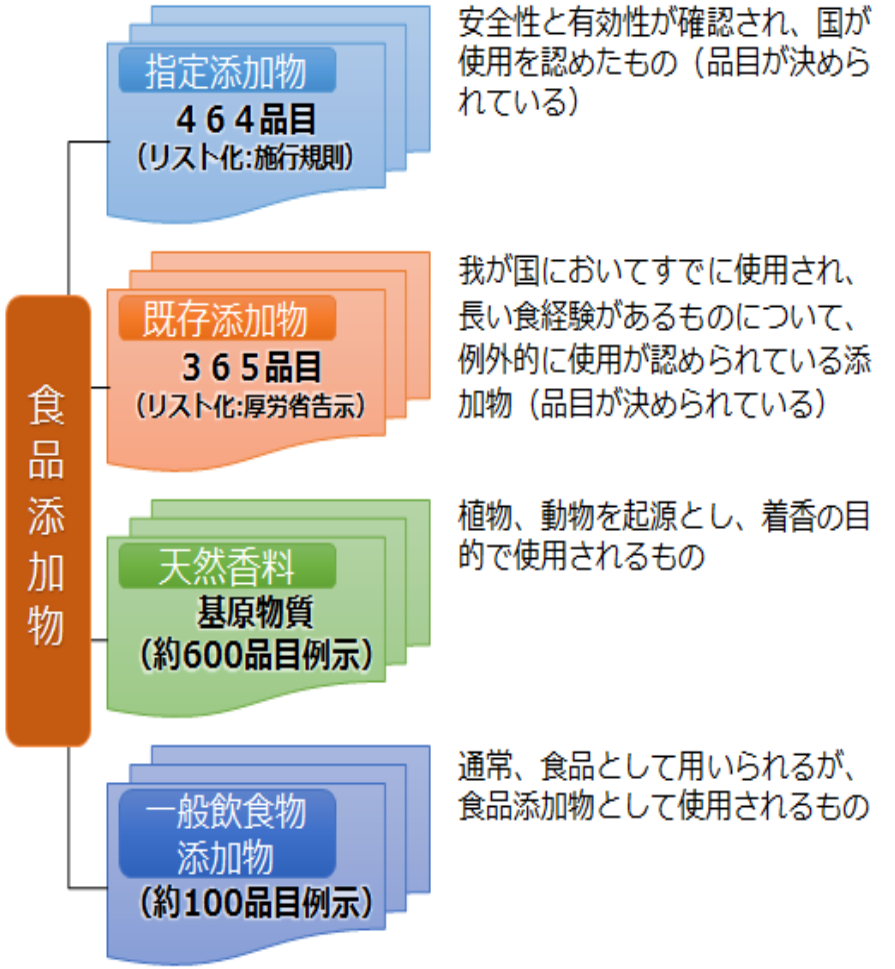

（添加物の品目数は令和２年１月15日現在）

食品添加物の表示

- 加工食品については、原則として、使用した全ての添加物の「物質名」の表示を義務付け。
- 表示の方法は、原材料と明確に区分して、食品中の添加物に占める重量の割合の高いものから順に表示。
- 物質名は、「一般に広く使用されている名称」（簡略名又は類別名）を表示することも可能。
- 甘味料等の特定の用途に使用された添加物は、物質名だけでなく「用途名」の表示（用途名併記）を義務付け。
- 香料、乳化剤等の目的で使用された添加物は、個々の物質名に代えて「機能等を一括して表示」（一括名表示）することも可能。
- 加工助剤若しくはキャリーオーバーに該当する場合又は栄養強化の目的で使用された場合の表示は不要。
- 生鮮食品については、表示対象の食品（基準別表第24に定める食品）を限定し、使用した添加物の表示を義務付け。
- 設備を設けて飲食させる場合には、添加物の表示は不要。

製造所固有記号の使用ルールの改善

- **製造所固有記号を使用できる要件の見直し**
  ⇒「原則として、同一製品を二以上の製造所で製造する場合」に使用を可能とした。
- **事業者の応答義務の新設**
  ⇒　製造所固有記号が示す製造所等に係る問合せに対する事業者の応答義務を新設した。
- **製造所固有記号の届出・表示方法等の見直し**
  ⇒　データベースの新設、更新制の導入等（変更届や廃止届を含む）を措置した。

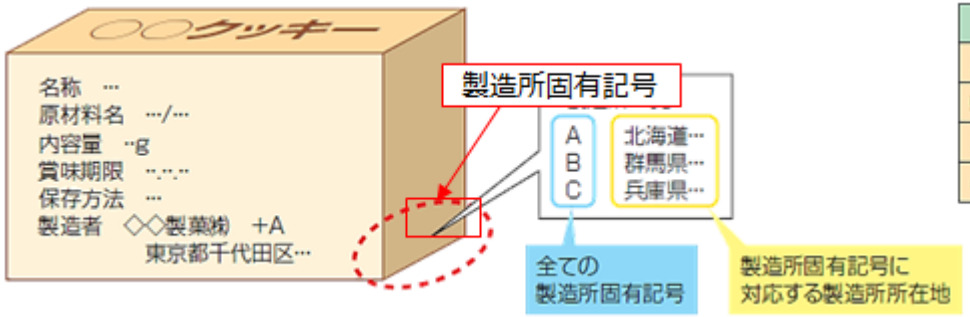

	表示事項	
原則	製造所又は加工所の所在地	製造者又は加工者の氏名又は名称
輸入品	輸入業者の営業所の所在地	輸入業者の氏名又は名称
乳	乳処理場の所在地	乳処理業者の氏名又は名称
特別牛乳	特別牛乳搾取処理場の所在地	特別牛乳搾取処理業者の氏名又は名称

表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所と同一である場合には省略可能

◆ 製造所固有記号を表示する場合における応答義務については、以下のいずれかの事項を表示する必要。

ア　製造所の所在地や製造者の氏名・名称の情報提供を求められたときに回答する者の連絡先
⇒　当該製造所固有記号が表す製造所所在地及び製造者の氏名又は名称について回答できる者の電話番号を表示。

イ　製造所固有記号が表す製造所の所在地や製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレス等
⇒　そのアドレスにアクセスした結果、アクセスした者が速やかに製造所の所在地等の情報を把握することができるアドレス等を表示。

ウ　当該製品を製造している全ての製造所の所在地や製造者の氏名又は名称、製造所固有記号
⇒　当該製品を製造している全ての製造所の所在地、製造者の氏名又は名称、製造所固有記号を表示。
（表示内容に責任を有する者の氏名又は名称と製造者の氏名又は名称が同一である場合には、当該製品を製造している全ての製造所の所在地及び製造所固有記号を表示する。）

18

表示ルールの改善・新設 ②

- ■ 食品表示基準の改正が予定される５事項（令和２年　～６月）
- ● 食品リコール情報の届出制度（令和３年６月施行）
- ● 加工食品の原料原産地表示（令和４年４月施行）
- ● 遺伝子組換え表示（令和５年４月施行）
- □ ゲノム編集技術応用食品の表示（　参　考　）
- □ 食品添加物表示（　参　考　）

19

令和２年３月末までに食品表示基準の改正が予定されるもの

指定成分等含有食品に関する表示の新設（改正食品衛生法と同日施行を予定）

● 改正食品衛生法（平成30年6月30日公布）に基づき、厚生労働大臣が特別の注意を必要とする成分等を指定することを踏まえ、指定成分等含有食品に関する表示を新設。

食品衛生法における指定成分等含有食品による健康被害情報の届出制度の創設

« 対象 » 特別の注意を必要とするものとして厚生労働大臣が指定する成分等を含有する食品

健康被害情報や文献等による生理活性情報を科学的な観点で整理し、薬事・食品衛生審議会や食品安全委員会における専門家の意見を聴き、パブリックコメント等を行った上で、特別の注意を必要とする成分等の指定を行う。

※ 特別の注意を必要とする成分等の指定（告示）

厚生労働大臣が指定する指定成分等の案：
コレウス・フォルスコリー、ドオウレン、プエラリア・ミリフィカ及びブラックコホシュ
の４成分。（令和元年12月３日から意見募集。令和２年２月公布、同年６月１日施行予定。）

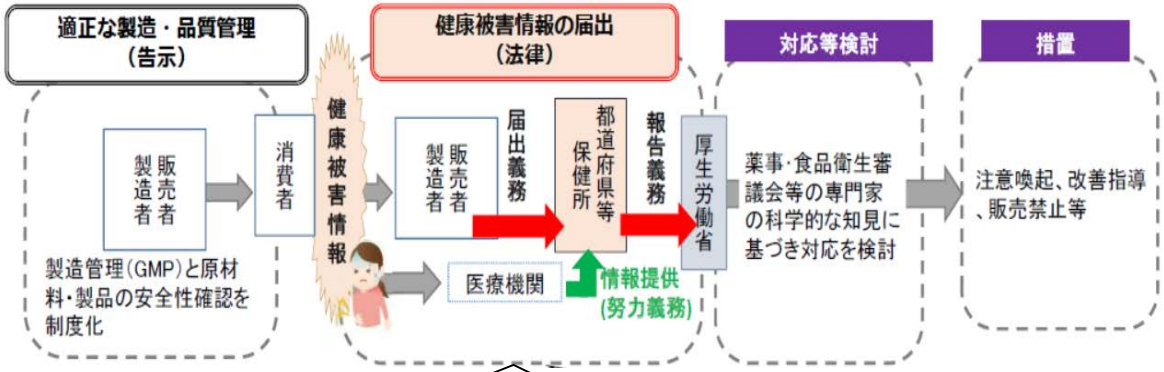

○ 営業者による情報の届出の手続（食品衛生法施行規則）
営業者が自治体に報告するべき健康被害情報の具体的事項を定める。
令和元年12月３日から意見募集。令和２年２月公布、同年６月１日施行予定。

※厚労省作成資料より引用

指定成分等含有食品に関する基準の改正

基準第３条第２項の表の「アスパルテームを含む食品」の項の次に追加

指定成分等含有食品（食品衛生法第八条第一項に規定する指定成分等含有食品をいう。以下同じ。）	指定成分等含有食品である旨	食品関連事業者の連絡先	指定成分等について食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物である旨	体調に異変を感じた際は速やかに摂取を中止し医師に相談すべき旨及び食品関連事業者に連絡すべき旨
	「指定成分等含有食品（○○）」と表示する（○○は、指定成分等（略）の名称とする。）。	食品関連事業のうち表示内容に責任を有する者の電話番号を表示する。	「指定成分等とは、食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物です。」と表示する。	「体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止し、医師に相談してください。加えて、体調に異変を感じた旨を表示された連絡先に連絡してください。」と表示する。

乳及び乳製品に関する表示の見直し（改正食品衛生法と同日施行を予定）

- 改正食品衛生法に基づき、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）が改正されることを踏まえ、「乳」の範囲に「生水牛乳」を追加。

農産物漬物における内容量に関する表示の見直し（公布日施行を予定）

- 特定商品の販売に係る計量に関する計量方法等について（昭和51年全国計量行政会議決定）の改正を踏まえ、農産物漬物の内容量について、横断的に「計量法の規定による表示」を適用するように改善。

基準別表第４（第３条関係）の食品の欄の「農産物漬物」の項中、表示事項欄の「内容量」及びその表示の方法欄を削除。

基準別表第４の定めがなくなることにより、基準第３条第１項の表の「内容量又は固形量及び内容総量」の項に従い表示することとなる。

玄米及び精米における精米年月日に関する表示の見直し（公布日施行を予定（P））

- 物流・販売上の問題や食品ロスの問題に対応するため、調製時期、精米時期及び輸入時期について、現行の「年月日」表示に加えて、「年月（上/中/下旬）」表示ができるように改善。

改正案　別表第３

食品		玄米及び精米		
用語	現行	調製年月日	精米年月日	—
	改正案	調製**時期**	精米**時期**	**輸入時期**
定義	現行	原料玄米を調製した年月日をいう。	原料玄米を精白した年月日をいう。	—
	改正案	原料玄米を調製した**年月旬又は**年月日をいう。	原料玄米を精白した**年月旬又は**年月日をいう。	**玄米又は精米を輸入した年月旬又は年月日をいう。**

別記様式４（第22条関係）中の事項名「精米年月日」は、「精米時期」、「調製時期」又は「輸入時期」に改正される。

栄養強調表示に関する基準値の見直し（公布日施行を予定）

- 流通の実態、国際整合性の観点から、栄養成分又は熱量に係る低い旨の表示を行う場合の基準値の条件を、「基準値に満たない（未満）」から「基準値以下」に改善。

食品リコール情報の届出制度の導入

- 改正食品衛生法（平成30年6月13日公布）と改正食品表示法（平成30年12月14日公布）に基づき、食品リコールを行った場合、行政へ届出することを義務化。
- 届出された情報は、国のシステムで一元的に管理され公表。
- 行政への届出は、令和３年６月１日から義務化。

自主回収届出（食品衛生法違反の場合のイメージ）

名称	○○○
賞味期限	○年○月○日
製造者	（株）厚労商店
自主回収の理由	腸管出血性大腸菌O157の検出
クラス分類※1	CLASS Ⅰ
画像	自主回収対象食品の写真等
….	…….

※1 クラス分類：重篤な健康被害発生の可能性に応じⅠ、Ⅱ、Ⅲの三段階で分類。

自主回収届出（食品表示法違反の場合のイメージ）

名称	○○○
賞味期限	○年○月○日
製造者	（株）消費商店
自主回収の理由	「小麦」のアレルゲン表示の欠落
健康への影響（クラス分類は検討中）	「小麦」にアレルギーを有する人が、じんましん、呼吸困難等のアレルギー症状を発症することがある。
画像	自主回収対象食品の写真等
….	…….

<届出から公表までの基本的な流れ>

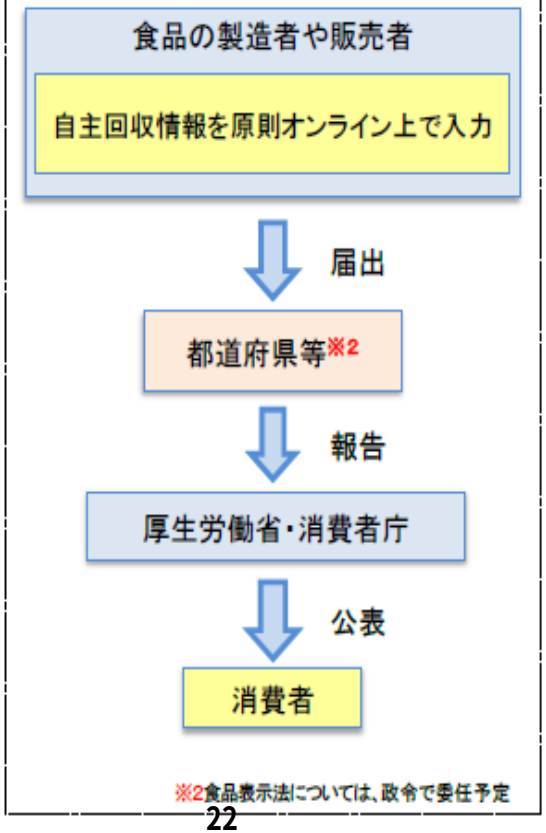

■ **食品の自主回収をしたら法令に基づき届出が必要となる。**

- 大腸菌による汚染や異物の混入等（食品衛生法違反又は違反のおそれ）
- アレルゲンや消費期限等の安全性に関係する表示の欠落や誤り（食品表示法違反）

による自主回収をする場合の届出が義務化され、届出は原則オンライン上のシステムで行うことになる。

システムについては令和３年６月までの完全稼働を目指しており、具体的な届出事項と届出手続については、追って厚生労働省令・内閣府令等で規定することとしている。

【制度の照会先】

- 厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課
- 消費者庁食品表示企画課

加工食品の原料原産地表示制度の導入

- 加工食品に使用された、原材料に占める“重量割合が最も高い原材料”（対象原材料）の「産地」を商品に表示する制度。
- 対象原材料が、生鮮食品の場合は「産地」を、加工食品の場合は「製造地」を表示。
- 制度は、経過措置期間を経て、令和４年４月１日から完全施行。

■ 表示方法
「国別重量順表示」「製造地表示」「又は表示」「大括り表示」

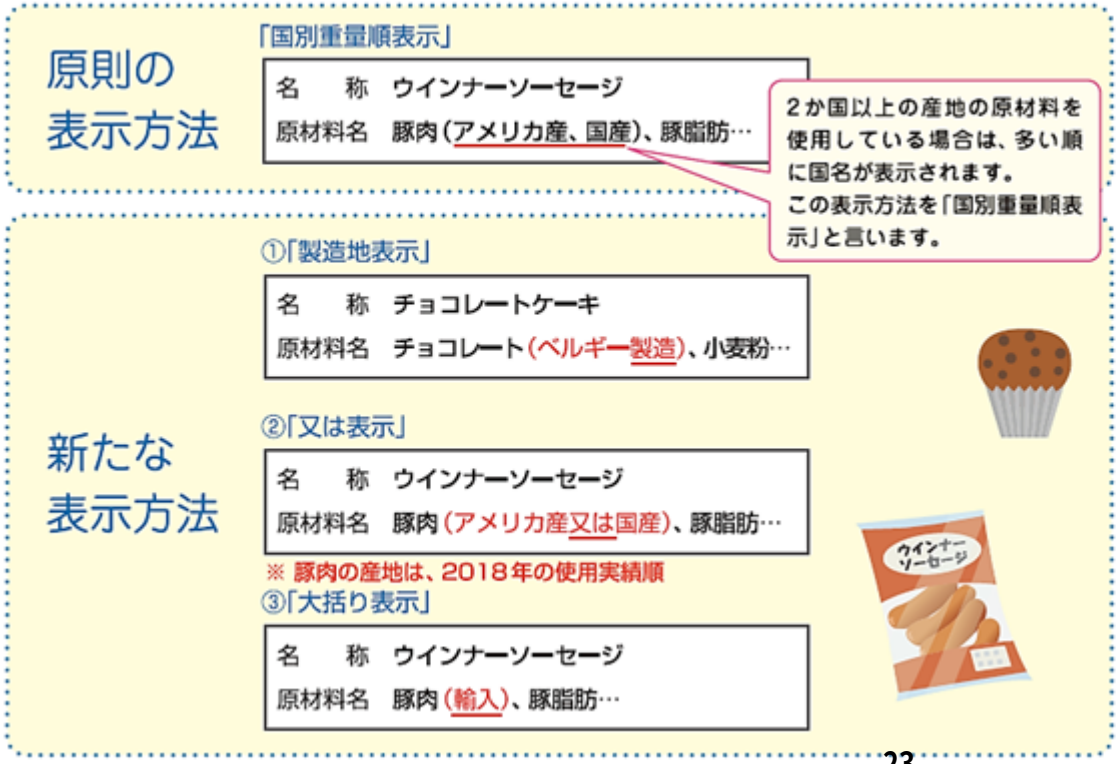

■ 対象原材料が「生鮮食品」の場合

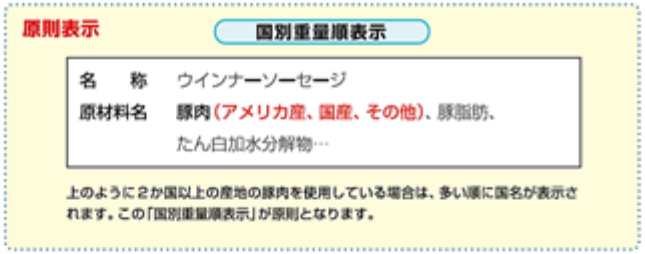

■ 対象原材料が「加工食品」の場合

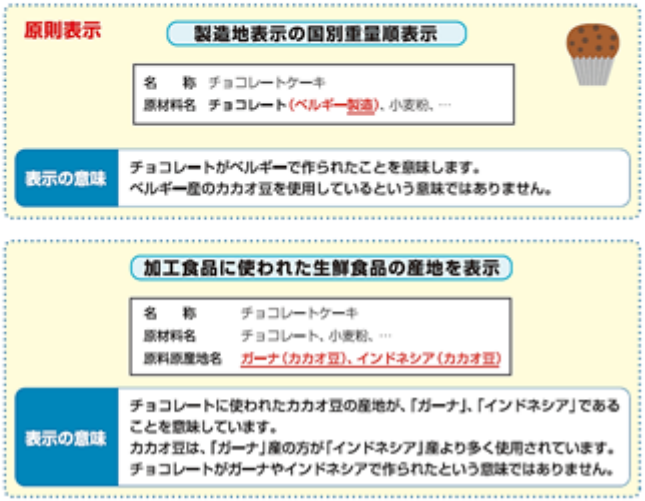

遺伝子組換え表示制度における任意表示の改善

- 遺伝子組換え表示制度には、義務表示と任意表示があり、任意表示の方法を見直し。
- 任意表示は、令和５年４月１日から新制度に移行。
- 義務表示は、現行制度からの変更はない。

表示方法

分別生産流通管理をして遺伝子組換え農産物を区別している場合及びそれを加工食品の原材料とした場合	分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を表示 <表示例>「大豆（遺伝子組換え）」 等
分別生産流通管理をせず、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を区別していない場合及びそれを加工食品の原材料とした場合 分別生産流通管理をしたが、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入が５％を超えていた場合及びそれを加工食品の原材料とした場合	遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を表示 <表示例>「大豆（遺伝子組換え不分別）」 等 「不分別」という言葉では消費者に分かりにくいとの指摘もあります。パッケージに余白がある場合は、「遺伝子組換え不分別」の意味について説明文を付記することが消費者の正しい理解につながります。

義務表示の対象となる食品

対象農産物	加工食品
大豆（枝豆、大豆もやしを含む。）	1 豆腐・油揚げ類 2 凍り豆腐、おから及びゆば 3 納豆 4 豆乳類 5 みそ 6 大豆煮豆 7 大豆缶詰及び大豆瓶詰 8 きなこ 9 大豆いり豆 10 1から9を主な原材料とするもの 11 調理用の大豆を主な原材料とするもの 12 大豆粉を主な原材料とするもの 13 大豆たんぱくを主な原材料とするもの 14 枝豆を主な原材料とするもの 15 大豆もやしを主な原材料とするもの
とうもろこし	16 コーンスナック菓子 17 コーンスターチ 18 ポップコーン 19 冷凍とうもろこし
とうもろこし	20 とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰 21 コーンフラワーを主な原材料とするもの 22 コーングリッツを主な原材料とするもの（コーンフレークを除く。） 23 調理用のとうもろこしを主な原材料とするもの 24 16から20を主な原材料とするもの
ばれいしょ	25 冷凍ばれいしょ 26 乾燥ばれいしょ 27 ばれいしょでん粉 28 ポテトスナック菓子 29 25から28を主な原材料とするもの 30 調理用のばれいしょを主な原材料とするもの
なたね	
綿実	
アルファルファ	31 アルファルファを主な原材料とするもの
てん菜	32 調理用のてん菜を主な原材料とするもの
パパイヤ	33 パパイヤを主な原材料とするもの

●加工食品については、その主な原材料（原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が5%以上であるもの）について表示が義務付けられています。

現行制度

分別生産流通管理をして、意図せざる混入を５％以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品

→ 「遺伝子組換えでないものを分別」「遺伝子組換えでない」等の表示が可能

新制度

分別生産流通管理をして、意図せざる混入を５％以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品

→ 適切に分別生産流通管理された旨の表示が可能

<表示例※5>
「原材料に使用しているトウモロコシは、遺伝子組換えの混入を防ぐため分別生産流通管理を行っています」
「大豆（分別生産流通管理済み）」 等

施行前でもこの表示は可能です。表示の早期切替えに御協力ください。

※５ 遺伝子組換え農産物の具体的な混入率等を併せて表示することは可能ですが、表示と商品に矛盾がないように注意してください。

分別生産流通管理をして、遺伝子組換えの混入がないと認められる大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品

→ 「遺伝子組換えでない」「非遺伝子組換え」等の表示が可能

★ 大豆及びとうもろこし以外の対象農産物については、意図せざる混入率の定めはありません。それらを原材料とする加工食品に「遺伝子組換えでない」と表示する場合は、遺伝子組換え農産物の混入が認められないことが条件になります。

ゲノム編集技術応用食品表示の考え方（令和元年９月現在）

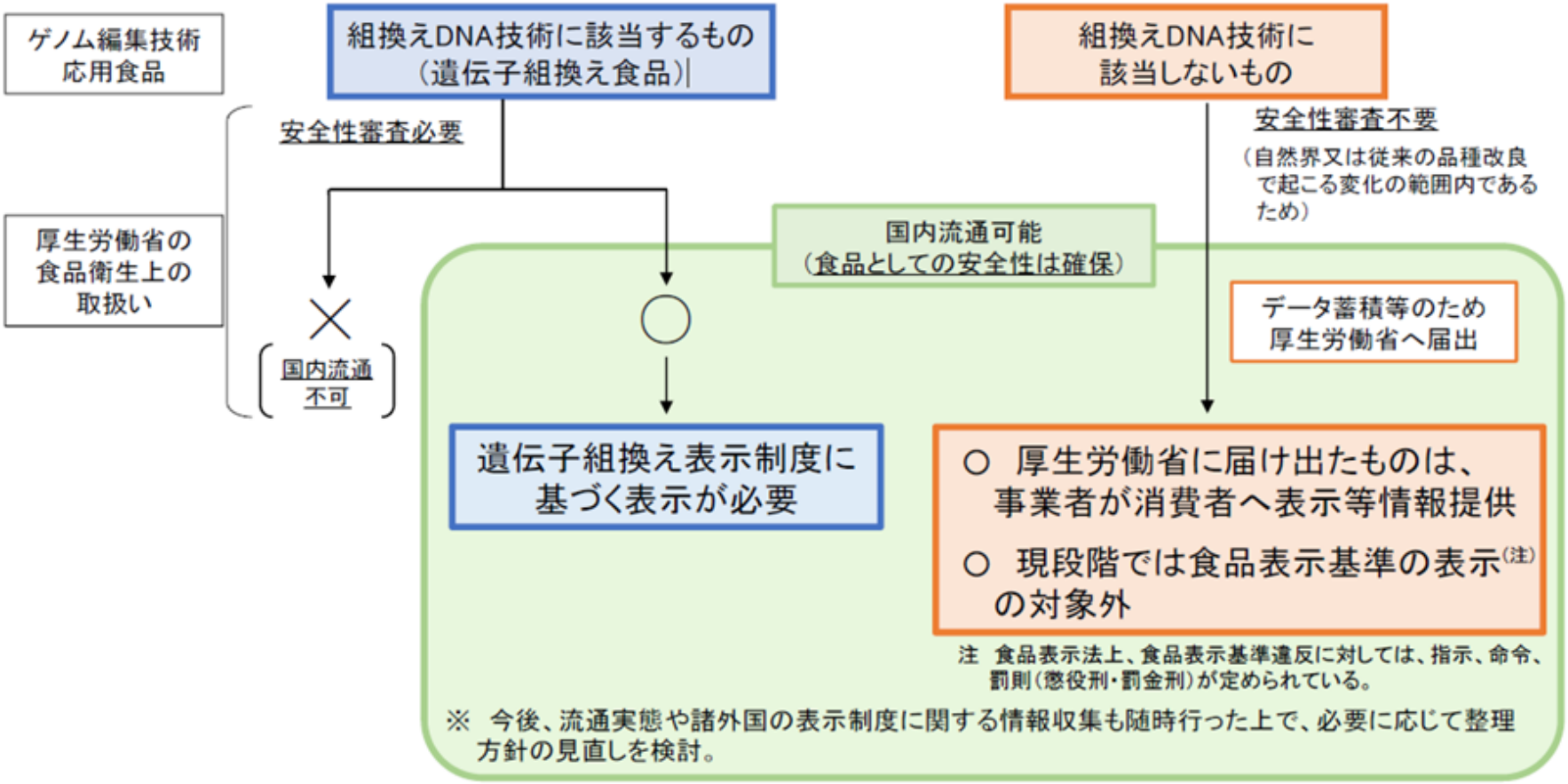

（考え方）

① 外来遺伝子等が残存しないものは、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものか、科学的に判別不能。

② また、現状、国内外において、ゲノム編集技術応用食品に係る取引記録等の書類による情報伝達の体制が不十分。

③ 消費者の中には、ゲノム編集技術応用食品に対し、選択のための表示を求める声。

食品添加物表示制度に関する検討会

■ 構成委員・開催日

有田	芳子	主婦連合会 会長
稲見	成之	東京都 福祉保健局健康安全部 食品監視課長
上田	要一	一般社団法人 日本食品添加物協会 専務理事
浦郷	由季	一般社団法人　全国消費者団体連絡会　代表理事兼事務局長
大熊	茂	一般社団法人　全国スーパーマーケット協会 事業部教育研修課　調査役
坂田	美陽子	公益社団法人全国消費生活相談員協会　食の研究会副代表
佐藤	恭子	国立医薬品食品衛生研究所　食品添加物部長
武石	徹	一般財団法人食品産業センター　企画調査部　部長
中垣	俊郎	京都府立医科大学 大学院医学研究科 医療レギュラトリーサイエンス学 教授　（座長代理）
西島	基弘	実践女子大学　名誉教授（座長）
森田	満樹	消費生活コンサルタント

第1回検討会　平成31年4月18日
第2回検討会　令和元年5月30日
第3回検討会　令和元年6月27日
第4回検討会　令和元年8月29日
第5回検討会　令和元年9月20日
第6回検討会　令和元年11月1日
第7回検討会　令和元年12月19日
第8回検討会　令和2年1月27日

■ 検討項目

（1）今後の食品添加物表示の在り方

論点１：一括名表示、簡略名・類別名表示の在り方

論点２：用途名表示の在り方

論点３：「無添加」、「不使用」の表示の在り方

論点４：栄養強化の目的で使用した添加物の表示

論点５：食品添加物表示の普及、啓発、消費者教育

（2）その他

■ 進め方及びスケジュール

食品添加物表示制度について、事業者による食品添加物に関する情報提供の実態や海外における食品添加物の表示制度等も参考に、事業者の実行可能性を確保しつつ、消費者が求める情報提供を可能とする制度設計の検討を進め、今年度末を目途に取りまとめ。

■ 各論点の整理の方向性（第８回検討会・案）

論点1・論点2	● コーデックス規格に基づく表示にした場合には、消費者になじみのない表現や複数の働きを持つ添加物があること及び表示可能面積の観点から、現時点では、現行の表示制度を大きく改正することは困難である。 ● 一方で、使用した添加物を知りたいという意見もあることから、義務事項としてではなく一括名や使用用途に関する情報提供を推進し、また、その方法を検討することが適当。 （例）ウェブの活用、事業者による丁寧な問合わせ対応　等 なお、情報提供の方法については、今後行われる消費者委員会食品表示部会の「食品表示の全体像」の議論も参考に、事業者の取組を推進する。
論点3	● 表示すべき事項の内容と矛盾する又は内容物を誤認させるような「無添加」等の表示をなくすために、食品表示基準第９条の表示禁止事項に当たるかどうかのメルクマールとなるガイドラインを策定することが適当。 ● 食品衛生法とのそご及び消費者の誤認防止の観点から、食品表示基準にある「人工」、「合成」の用語を削除することが適当。
論点4	● 栄養強化目的で使用した添加物を知りたい消費者がいることや、表示義務がある食品と表示義務がない食品が存在することが消費者には分かりにくいことから、表示を要しないという規定を見直し、全ての加工食品について義務表示とする方向で検討することが適当。 ● 具体的には、（1）現在の表示状況、消費者の意向、事業者への影響について実態調査を行い、（2）表示の事項間の優先順位、スペースの問題等に関する消費者委員会食品表示部会の「表示の全体像」の議論も踏まえ、結論を得ることが適当。
論点5	● 表示制度の普及に併せて、行政機関、事業者、消費者団体が連携して世代別のアプローチを行うことが適当。 ● 特に府省庁間の連携、食育を通じた取組、学生のみならず栄養教諭、栄養士等の専門職を対象とすることが適当。 ● 添加物表示の普及啓発と併せて、食品添加物の安全性に関する普及、啓発も行うことが適当。

26

食品等の表示に係る令和元年度夏期一斉取締りの指導件数等

資料２－１

令和元年11月
消　費　者　庁

地方公共団体（都道府県、保健所設置市及び特別区の保健部局）による、食品等の表示に係る令和元年度夏期一斉取締りの指導件数等は以下のとおりです。

食品表示法の措置概要　　（単位：件数）

	命令	指示	命令及び指示以外の措置
令和元年度	0	0	1,941

一斉取締り：「食品の衛生に関する監視指導の実施に関する指針」に基づき、各地方公共団体が集中的に実施する食品表示等に関する取締り （夏期：7月を中心として各地方公共団体が定める期間、年末：12月を中心として各地方公共団体が定める期間）
食品表示法 ： 食品衛生法、健康増進法、JAS法に規定されていた食品表示に関する規定を統合し、平成27年4月から施行
命令 ： 食品表示法第6条第1項の指示を、正当な理由なく履行しない事業者に対する行政処分（食品表示法第6条第5項）、「食品表示法に基づく命令等の指針」に照らし、食品の回収又は営業停止等を行う行政処分（食品表示法第6条第8項）
指示 ：「食品表示法に基づく指示及び指導並びに公表の指針」に照らし、指導に該当しない場合に行う行政指導（食品表示法第6条第1項）

１　許可を要する営業施設及び許可を要しない営業施設への監視指導施設数、違反件数等

	監視指導延べ施設数	表示違反が確認された延べ施設数							表示違反に対する措置								法令所管機関へ回付等
			食品表示法			食品衛生法第20条	健康増進法第31条第1項	その他	食品表示法				食品衛生法			告発	
									命令		指示	命令及び指示以外の措置	命令		命令以外の措置		
			衛生事項	保健事項	品質事項				第6条第5項	第6条第8項	第6条第1項		第54条	第55条			
許可を要する営業施設	230,365	795	573	22	147	3	23	27	0	0	0	730	0	0	3	0	5
許可を要しない営業施設	125,840	1,245	535	135	375	1	152	47	0	0	0	1,001	0	0	1	0	68
計	356,205	2,040	1,108	157	522	4	175	74	0	0	0	1,731	0	0	4	0	73

食品衛生法第20条 ： 公衆衛生に危害を及ぼすおそれがある食品・添加物等の、虚偽・誇大な表示・広告を禁止
健康増進法第31条第1項 ： 健康の保持増進の効果等について、誇大な表示・広告を禁止
食品衛生法第54条 ： 食品等の廃棄又は食品衛生上の危害の除去を行う行政処分
食品衛生法第55条 ： 許可の取消、営業停止を行う行政処分
許可を要する営業施設 ： 飲食店営業、菓子製造業、魚介類販売業、喫茶店営業(自動販売機)、食肉販売業　など
許可を要しない営業施設 ： 給食施設(学校、病院など)、野菜果物販売業、そうざい販売業、添加物の販売業　など

２　収去した食品等の検体数、違反件数等

	収去検体数	違反検体数													表示違反に対する措置									法令所管機関へ回付等
			食品表示法										食品衛生法第20条	健康増進法第31条第1項	その他	食品表示法				食品衛生法			告発	
			衛生事項						保健事項			品質事項				命令		指示	命令及び指示以外の措置	命令		命令以外の措置		
			アレルゲン	期限表示	保存方法	製造者加工者	添加物	その他	栄養成分	機能性表示	その他					第6条第5項	第6条第8項	第6条第1項		第54条	第55条			
国産品	13,514	304	37	20	18	65	57	52	39	0	1	15	0	0	0	0	0	0	206	0	0	0	0	0
輸入品	2,144	16	0	1	0	0	2	2	10	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0
計	15,658	320	37	21	18	65	59	54	49	0	1	16	0	0	0	0	0	0	210	0	0	0	0	0

収去 ： 食品衛生監視員が食品を分析に供するために、法令に基づき無償で持ち去る行為

消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

News Release

令和元年１１月２５日

食品表示の適正化に向けた取組について

消費者庁は、食品衛生の監視指導の強化が求められる年末において、食品の表示・広告の適正化を図るため、都道府県等と連携し、食品表示法、景品表示法及び健康増進法の規定に基づき下記の取組を実施することとしましたので、お知らせいたします。

１　基本方針

不適切な食品の表示に対しては、消費者庁が横断的に取締りを行いつつ、地方出先機関を有し、監視業務についてのノウハウを有する農林水産省及び財務省並びに都道府県・保健所等が相互に連携し、食品表示の関係法令の規定に基づき効果的・効率的な取締りの執行体制を確保しているところです。

このような体制の下、食品衛生の監視指導の強化が求められる年末においては、次のとおり、食品表示の重点事項について、取締り等を行うこととしました。

２　年末一斉取締りの実施について

国及び都道府県等においては、食品衛生の監視指導の強化が求められる年末において、食中毒などの健康被害の発生を防止するため、従来から食品衛生の監視指導を強化してきたところですが、例年どおり、この時期に合わせ、食品等の表示の信頼性を確保する観点から、食品表示の衛生・保健事項に係る取締りの強化を全国一斉に実施します（別紙）。

（１）実施時期：令和元年 12 月１日から同月 31 日まで

（２）主な監視指導事項

ア　アレルゲン、期限表示等の衛生・保健事項に関する表示
イ　保健機能食品を含めた健康食品に関する表示
ウ　生食用食肉、遺伝子組換え食品等に関する表示
エ　道の駅や産地直売所、業務用加工食品に関する表示
オ　食品表示基準に基づく表示方法の普及・啓発

３　表示の適正化等に向けた重点的な取組について

国及び都道府県等においては、食品表示の適正化を図るため、従来から食品

表示法や景品表示法等に基づく各種通知やガイドライン等により、監視指導を実施してきたところです。

年末一斉取締りに当たっては、食品表示基準の新基準への移行に係る猶予期限が迫っていることやアレルゲンを含む食品として特定原材料に準ずるものに「アーモンド」が追加されたことなどを踏まえ、次のとおり監視指導及び啓発活動を実施します。

（１）新基準への移行について

食品表示基準附則第４条に規定する経過措置により旧基準に基づく表示が認められる猶予期間が、令和２年３月 31 日までであることに鑑み、食品関連事業者等に対し、製造所固有記号制度や栄養成分表示について、別添１の啓発パンフレット等を活用し、新基準への移行を積極的に促す。

（２）アレルゲンを含む食品として特定原材料に準ずるものへの「アーモンド」の追加について

令和元年９月 19 日付けでアレルゲンを含む食品として特定原材料に準ずるものに「アーモンド」が追加されたことについて、食品関連事業者等への周知啓発を図る。

（３）ゲノム編集技術応用食品に関連する表示について

遺伝子組換え食品に該当しないゲノム編集技術応用食品に関連する表示をする場合において、特に以下の点について、食品関連事業者等への周知啓発を図る。

① ゲノム編集技術応用食品に関する表示をする場合にあっては、食品関連事業者自らが、食品供給行程の各段階における流通管理に係る取引記録その他の合理的な根拠資料に基づき、適正な情報提供を通じて消費者の信頼を確保することが必要であること。

② 消費者の自主的かつ合理的な選択の観点から、厚生労働省に届出されて同省のウェブサイトで公表されたゲノム編集技術応用食品又はそれを原材料とする食品であることが明らかな場合には、積極的に情報提供するよう努めるべきこと。

③ 「ゲノム編集技術応用食品でない」旨の表示については、表示に係る適切な管理体制を有しない食品関連事業者が安易に行うことは望ましくないこと、表示をする場合にあっては、食品関連事業者自らが、食品供給行程の各段階における流通管理に係る取引記録その他の合理的な根拠資料に基づき、適正な情報提供を通じて消費者の信頼を確保することが必要であることを総合的に考慮して、この表示をするかどうかの判断を慎重に行うこと。

（４）食中毒等の健康被害発生時の連携について

食中毒等の健康被害事案に関連し、原産地表示等の食品表示法の規定に係る遡及確認等が生じた場合には、被害拡大及び再発防止の観点から、速やかに関係部署及び関係機関が連携して調査等を実施する。

（５）個人売買における要冷蔵食品の常温配送に係る注意喚起について

昨今、フリーマーケットアプリケーションサービスやオークションアプリケーションサービスを利用する一部の者の個人売買において、「冷蔵配送では匿名配送ができない。」、「冷蔵配送では配送料が高額になる。」といった安全性への配慮のない、安易な理由により要冷蔵食品を常温配送する事例が散見されていることを踏まえ、食中毒発生防止の観点から別添２の啓発パンフレット等を活用し、一般消費者への注意喚起を図る。

本件に関する問合せ先
消費者庁表示対策課食品表示対策室
田中、吉川
TEL ： 03(3507)8800（代表）
ＨＰ ： https://www.caa.go.jp/

別紙

消表対第925号
令和元年11月14日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

消費者庁次長
（公印省略）

令和元年度食品衛生法等の規定に基づく食品等の表示に
係る年末一斉取締りの実施について

食品等の表示に係る監視指導については、日頃から格別の御尽力をいただき、ありがとうございます。

さて、例年のとおり、「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」（平成15年厚生労働省告示第301号）に基づき食品衛生の監視指導の強化が求められる年末において、食品等の表示の適正を確保する観点から、全国一斉に標記取締りを実施していただくこととしていますので、下記に御留意の上、別添１の実施要領に基づき御協力をお願いします。

また、実施計画の策定に当たっては、平成30年度年末一斉取締り及び令和元年度夏期一斉取締りの結果を参考にするとともに、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に定める表示事項（食品表示法第６条第８項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成27年内閣府令第11号）第５条第１項に定める事項に係るものに限る。）が遵守されるよう監視指導をお願いします。

なお、別添１の実施要領は、年末一斉取締りに係る基本事項であることから、監視指導に当たっては、各都道府県等において、都道府県等食品衛生監視指導計画等に基づいて適宜事項を追加するとともに、景品表示法等の他法令に違反しているおそれのある表示を確認した際には、担当部署に情報提供するなど、引き続き適切な連携対応をお願いします。

追って、取りまとめ結果については、公表することとしていますので、御了知くださ

い。

記

１．新基準への移行について

食品表示基準附則第４条に規定する経過措置により旧基準に基づく表示が認められる猶予期間が、令和２年３月 31 日までであることに鑑み、食品関連事業者等に対し、積極的に新基準への移行を促すこと。

特に、製造所固有記号について、旧基準から新基準への切替えを行っていない食品関連事業者等に対しては、「製造所固有記号制度の運用に係る周知・普及について」(令和元年８月９日付け消食表第 220 号)を参考に早期の届出を促すことを願いたいこと。また、新たに義務化された栄養成分表示の周知啓発に当たっては、引き続き、別添４の啓発パンフレット等を活用願いたいこと。

なお、食品表示基準については、不断の見直しの検討が進められていることに鑑み、新基準への移行後においても、食品表示の適正化に向けた食品関連事業者等に対して継続的な周知啓発を行えるよう体制の整備を図られたいこと。

２．アレルゲンを含む食品として特定原材料に準ずるものへの「アーモンド」の追加について

平成 30 年度「食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究事業報告書」の内容を踏まえ、令和元年９月 19 日付け消食表第 317 号により「食品表示基準について」(平成 27 年３月 30 日付け消食表第 139 号) の一部が改正され、特定原材料に準ずるものに「アーモンド」が追加されたことについて、「食品表示基準Ｑ＆Ａ」(平成 27 年３月 30 日付け消食表第 140 号(最終改正:令和元年９月 19 日付け消食表第 320 号)) を参考とし、食品関連事業者等への周知啓発を図られたいこと。

３．ゲノム編集技術応用食品に関連する表示について

遺伝子組換え食品に該当しないゲノム編集技術応用食品に関連する表示をする場合において、特に以下の点について、「食品表示基準Ｑ＆Ａ」を参考とし、食品関連事業者等への周知啓発を図られたいこと。

(1) ゲノム編集技術応用食品に関する表示をする場合にあっては、食品関連事業者自らが、食品供給行程の各段階における流通管理に係る取引記録その他の合理的な根拠資料に基づき、適正な情報提供を通じて消費者の信頼を確保することが必要であること

(2) 消費者の自主的かつ合理的な選択の観点から、厚生労働省に届出されて同省のウェブサイトで公表されたゲノム編集技術応用食品又はそれを原材料とする食品で

あることが明らかな場合には、積極的に情報提供するよう努めるべきこと

(3) 「ゲノム編集技術応用食品でない」旨の表示については、表示に係る適切な管理体制を有しない食品関連事業者が安易に行うことは望ましくないこと、表示をする場合にあっては、食品関連事業者自らが、食品供給行程の各段階における流通管理に係る取引記録その他の合理的な根拠資料に基づき、適正な情報提供を通じて消費者の信頼を確保することが必要であることを総合的に考慮して、この表示をするかどうかの判断を慎重に行うこと

４．食中毒等の健康被害発生時の連携について

食中毒等の健康被害事案に関連し、原産地表示等の食品表示法の規定に係る遡及確認等が生じた場合には、被害拡大及び再発防止の観点から、速やかに関係部署及び関係機関が連携して調査等を実施すること。

５．個人売買における要冷蔵食品の常温配送に係る注意喚起について

昨今、フリーマーケットアプリケーションサービスやオークションアプリケーションサービスを利用する一部の者の個人売買において、「冷蔵配送では匿名配送ができない。」、「冷蔵配送では配送料が高額になる。」といった安全性への配慮のない、安易な理由により要冷蔵食品を常温配送する事例が散見されていることを踏まえ、食中毒発生防止の観点から別添５の啓発パンフレット等を活用し、一般消費者への注意喚起に協力願いたいこと。

（※　本通知の別添については、添付省略）

以上

消費者庁表示対策課食品表示対策室
担　当：田中、吉川
電　話：03-3507-8800（代表）
ＦＡＸ：03-3507-9293
e-mail：g.shokuhyotai@caa.go.jp

平成27年4月1日から義務表示になっています
栄養成分表示を行っていますか？

食品関連事業者の皆様

新たな食品表示制度では、一般用加工食品に

栄養成分表示が義務付けられています。

まだ対応していない場合は、

令和2年（2020年）3月31日までに行ってください。

○ 令和2年（2020年）4月1日以降に製造（又は加工・輸入）されるものには栄養成分表示が必要となりますので、速やかな表示の切替えに努めてください。

具体的な表示の例

必ず「栄養成分表示」と表示します。

食品単位は、100g、100ml、1食分、1包装、その他の1単位のいずれかを表示します。

熱量及び栄養成分の項目の表示の順番は決まっています。

表示される値は分析のほか、計算等によって求めた値を表示することが可能です。

栄養成分表示　検索

消費者庁食品表示企画課保健表示室　03-3507-8800（代表）
東京都千代田区霞が関3-1-1　中央合同庁舎第4号館6F　https://www.caa.go.jp/foods/

消費者庁 Consumer Affairs Agency, Government of Japan

【令和元年6月】

食品関連事業者の皆様からよくある質問

表示する値を求める際、必ず分析する必要がありますか？

◎ 必ずしも分析する必要はありません。

- 日本食品標準成分表（文部科学省　科学技術・学術審議会資源調査分科会報告）等のデータベースや原材料メーカーから入手した値を用いて、表示する値を求めることも可能です。
- ただし、栄養強調表示（低カロリー、減塩等の表示）をする場合や栄養機能食品の場合は、食品表示基準で定められた方法により得られた値を表示しなければなりません。

データーベース等から計算して得た値を表示する場合に、「推定値」又は「この表示値は、目安です。」の表示は必要ですか？

◎ 必ずしも表示をする必要はありません。

- 食品表示基準で定められた方法で得られた値が、表示値の許容差の範囲内にあれば、「推定値」等の表示は必要ありません。
- ただし、表示された一定の値について、許容差の範囲を超える可能性がある場合は、「推定値」等を表示する必要があります。この場合、値を設定した根拠資料を保管し、「推定値」又は「この表示値は、目安です。」のいずれかの文言を栄養成分表示に近接した場所に表示する必要があります。
- なお、下限値及び上限値で表示する場合は、「推定値」等で表示することはできません。

栄養成分表示の方法について詳しく分かる資料はありますか？

◎ 詳しくは、消費者庁ウェブサイトに掲げる次の資料を御覧ください。

- リーフレット
  「初めて栄養成分表示をする方へ　食品表示基準における栄養成分表示」
- ガイドライン
  「＜事業者向け＞食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン 第2版」

栄養成分表示　検索

消費者庁食品表示企画課保健表示室　03-3507-8800（代表）
東京都千代田区霞が関3-1-1　中央合同庁舎第4号館6F　https://www.caa.go.jp/foods/

消費者庁 Consumer Affairs Agency, Government of Japan

【令和元年6月】

別添2

フリマアプリ等を利用される皆様へ

要冷蔵食品の常温配送は危険です!!

その配送品、大丈夫？

真空パックなどの密封食品※でも保存方法と異なる温度で販売・発送すると、細菌が増殖し、重大な食中毒の原因になることがあります。

送った側に法律上の責任が問われることがあります。
送る側は要冷蔵・要冷凍食品は常温では送らない。

買う側は常温発送と表示されている要冷蔵食品は買わない。

※「レトルトパウチ食品」と記載されているものは常温保存可能です。

例えば…
フリマアプリで出品した「保存方法：10℃以下」の食品を購入者に発送するとき

クール便を利用してください！

※10℃以下で発送可能

注）普通宅配便で発送するときに保冷剤等で一時的に温度を下げても、保存温度を担保したことになりません。

【問合せ先】03-3507-8800（代表）
消費者庁　表示対策課・消費者安全課・消費者政策課

消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

消費者庁

インターネット等における健康食品等虚偽誇大広告の監視業務

令和２年度概算決定額　29（29）百万円の内数

事業概要・目的・必要性

○健康・予防意識の高まりといったニーズの多様化が進む一方で、少子高齢化の進展により、健康食品が広く普及する中、虚偽・誇大な表示や広告が見受けられる。このため関係機関が連携して厳正な取締りを実施しているものの、不適正表示はあとを絶たない状況にある。

○いわゆる健康食品等を販売するインターネットサイトから、改善の必要な虚偽・誇大の疑いのある広告を含むサイトの抽出事務の請負を実施。

○平成27年度から同制度に機能性表示食品が追加され、不適正表示が拡大する可能性がある。

事業イメージ・具体例

〔事業内容〕

○改善の必要な虚偽・誇大の疑いのある広告を含むサイトの抽出

○改善を要するサイトから、健康の保持増進効果に関して専門的な知見を有する者（健康食品アドバイザリースタッフ等）による違反の蓋然性の高いものを選定

○改善要請事務の代行

（参考）
健康食品アドバイザリースタッフ
厚生労働省の審議会の提言を受け、平成14年2月、厚生労働省は、「保健機能食品やその他いわゆる健康食品について、正しい情報を提供し、身近で気軽に相談できる人材を養成する。」との目的にそって民間団体が保健機能食品等に係るアドバイザリースタッフの養成の基本的考え方を通知し、民間5団体において、育成されている。

過去の実績

○インターネットにおける健康食品の広告への改善要請（事業者数）

平成25年度	平成26年度	平成27年度
210	84	400
平成28年度	平成29年度	平成30年度
336	381	274

期待される効果

○虚偽又は誇大と思われる広告や不当表示の恐れのある宣伝から、違反の蓋然性の高いものを選定することで、迅速な違反行為の是正が図られるほか、類似の行為を行う事業者への抑止効果が期待される。

消費者庁

健康食品の機能性等に係るエビデンスのセカンドオピニオン事業

令和２年度概算決定額　29（29）百万円の内数

- 個別事案に応じて、各専門分野の専門家を複数選定し、迅速に適切なレビューを実施するためのセカンドオピニオンリーダーを担う中立公正な団体に、当該事業を委託する。
- 健康食品の安全性・有効性データベースを用いた国民への情報のフィードバック（アウトカム）。

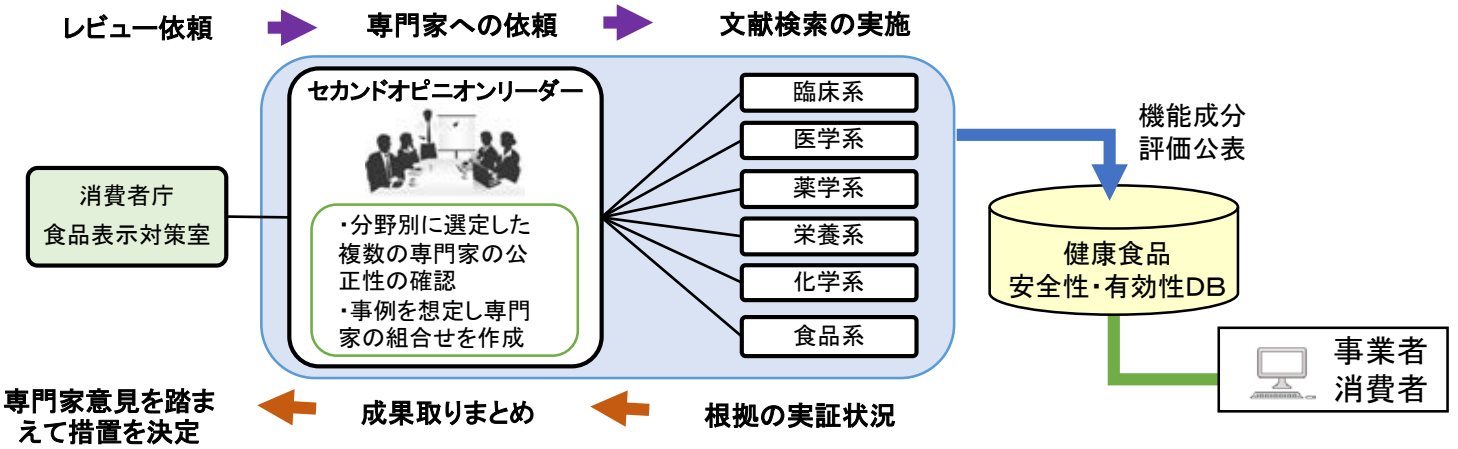

資料3－3

セカンドオピニオン事業　素材情報データベース更新一覧

【平成30年度：61件】

	更新日	素材名	分類
1	4月9日	γ-オリザノール	新規
2	4月9日	アスパラギン	見直し
3	4月12日	プエラリア・ミリフィカ	見直し
4	4月16日	キチン	見直し
5	4月16日	サトウキビ(黒糖)	新規
6	5月7日	ビール酵母	見直し
7	5月7日	マカダミアナッツ	新規
8	5月7日	キャベツ	新規
9	5月10日	α-リポ酸	見直し
10	5月24日	ビワ	見直し
11	6月7日	パーム油	新規
12	6月7日	カモミール	見直し
13	6月14日	メラトニン	見直し
14	6月25日	アロエ	見直し
15	6月25日	カルニチン	見直し
16	7月10日	トリプトファン	見直し
17	7月10日	レッドクローバー	見直し
18	7月12日	ウコン	見直し
19	7月23日	果糖	見直し
20	7月23日	ラベンダー	見直し
21	8月7日	オクタコサノール	見直し
22	8月9日	ブラックコホシュ	見直し
23	8月13日	セイヨウグルミ	見直し
24	8月13日	チェストツリー	見直し
25	8月14日	ユーカリ	見直し
26	9月11日	ポリデキストロース（食物繊維として）	新規
27	9月13日	スターアニス	見直し
28	9月20日	鶏由来プラズマローゲン	新規
29	9月20日	アカシア樹皮由来プロアントシアニジン	見直し
30	9月25日	アンゼリカ	新規
31	10月2日	エラグ酸	見直し

	更新日	素材名	分類
32	10月2日	カプシノイド	見直し
33	10月2日	グロビン由来バリン-バリン-チロシン-プロリン	見直し
34	10月18日	ネオコタラノール	見直し
35	10月18日	ショウガ由来ポリフェノール	見直し
36	11月5日	大豆由来セリルチロシン	新規
37	11月5日	低分子化ライチポリフェノール	見直し
38	11月5日	ブラックジンジャー由来5、7-ジメトキシフラボン	見直し
39	11月20日	オレアノール酸＋プロシアニジンB2	新規
40	11月20日	アスパラガス由来プロリン－３－アルキルジケトピペラジン	見直し
41	12月17日	ターミナリアベリリカ由来ポリフェノール	新規
42	12月17日	沈香葉エキス	新規
43	12月17日	バナバ葉由来コルソリン酸	見直し
44	12月27日	ターミナリアベリリカ由来ポリフェノール	新規
45	12月27日	HMBCa＋グルコサミン塩酸塩	見直し
46	1月10日	ギムネマ酸	新規
47	1月10日	ラクチュロース	新規
48	1月17日	ビーツ	見直し
49	1月22日	アイブライト	新規
50	1月31日	イブキジャコウソウ	見直し
51	2月4日	ペンタメトキシフラボン	新規
52	2月5日	アカザ	新規
53	2月5日	シロザ	新規
54	2月7日	イミノシュガー	新規
55	2月18日	アカバナムシヨケギク	新規
56	3月4日	アマチャ	新規
57	3月4日	アジサイ	新規
58	3月4日	イナゴマメ	新規
59	3月11日	アマ	新規
60	3月12日	熟成ホップ由来苦味酸	見直し
61	3月25日	カフェイン	新規

※　分類欄について、「見直し」は素材情報を更新したもの。「新規」は、新たに素材情報を追加したもの

資料3－4

セカンドオピニオン事業　素材情報データベース更新一覧

【令和元年度:72件】

	更新日	素材名	分類
1	4月16日	エリスリトール	新規
2	4月16日	プロリン	見直し
3	4月16日	ナリルチン	新規
4	4月22日	スッポン	見直し
5	4月25日	ギョウジャニンニク	見直し
6	4月25日	クマザサ	見直し
7	5月7日	シルクプロテイン	見直し
8	5月7日	ハタケシメジ	見直し
9	5月7日	ミレット、キビ	見直し
10	5月27日	オウギ 、キバナオウギ	見直し
11	5月27日	アンペロプシン	新規
12	5月27日	ケイヒ、シナモン	見直し
13	6月11日	クワ、マルベリー	見直し
14	6月13日	杜仲葉由来ゲニポシド酸	見直し
15	6月25日	アンセリン	新規
16	6月25日	10-ヒドロキシオクタデカン酸	新規
17	7月18日	寒天	新規
18	7月22日	ルテオリン	新規
19	7月22日	ナリンジン	新規
20	7月23日	パラチノース	新規
21	7月23日	マホガニー	新規
22	7月25日	グアーガム分解物	見直し
23	8月5日	乳果オリゴ糖	見直し
24	8月5日	ハトムギ	見直し
25	8月5日	クロミグワ	見直し
26	8月27日	大豆発酵多糖類	見直し
27	8月27日	オーラプテン	新規
28	8月27日	オリーブ由来ヒドロキシチロソール	見直し
29	8月27日	ホスファチジルセリン	見直し
30	9月17日	ボタンボウフウ由来クロロゲン酸	見直し
31	9月17日	スルフォラファングルコシノレート	見直し
32	9月19日	ケナシサルトリイバラ	見直し
33	9月19日	ヤクモソウ、メハジキ、ホソバメハジキ、マザーワート	見直し
34	9月19日	クコ、ゴジベリー	見直し
35	9月19日	ヒスチジン	見直し
36	9月26日	ウィンターセイボリー由来カルバクロール、チモール	見直し
37	9月26日	赤ブドウ葉由来ポリフェノール	見直し
38	9月30日	カツオ由来エラスチンペプチド	見直し
39	10月3日	バコパサポニン	見直し
40	10月17日	トリペプチドMKP	新規
41	10月17日	クルクミン・ビサクロン	見直し
42	10月31日	イソマルトデキストリン	見直し
43	10月31日	小麦アルブミン	見直し
44	11月7日	タヒボ由来ポリフェノール	見直し
45	11月21日	ドナリエラバーダウィル由来ベータカロテン	新規
46	11月21日	ビサクロン	新規
47	11月28日	シラカンバ	見直し
48	11月29日	フォルスコリン	見直し
49	12月16日	オオバコ	見直し
50	12月16日	キハダ、シコロ	見直し
51	12月19日	インドナガコショウ、ヒハツ	新規
52	12月23日	ウメガサソウ	新規
53	12月23日	エニシダ	新規
54	12月23日	カツアバ	新規
55	12月26日	オウレン	新規
56	12月26日	トマト	見直し
57	1月20日	カバノキ	新規
58	1月20日	ジャワナガコショウ	新規
59	1月20日	クサノオウ	見直し
60	1月20日	アルブミン	見直し
61	1月20日	イソマルトオリゴ糖	見直し
62	1月28日	カゼインホスホペプチド	見直し
63	1月28日	ブナハリタケ	見直し
64	1月28日	プロピオン酸菌発酵物	見直し
65	1月28日	インドジャボク	見直し
66	1月28日	環状重合乳酸	見直し
67	2月4日	ユキチャ（雪茶）、セッチャ	見直し
68	2月4日	ヒドロキシリシン 、ヒドロキシリジン	見直し
69	2月4日	4-ヒドロキシプロリン	見直し
70	2月10日	ニゲロオリゴ糖	見直し
71	2月10日	リン脂質結合大豆ペプチド	見直し
72	2月17日	トウチ	見直し

Food Allergy

Is there anything you cannot eat?

Please let us know
If you have any food allergies.

食物アレルギーをお持ちの方は、お知らせください。

Пожалуйста, дайте нам знать, если у вас есть пищевая аллергия.

Veuillez nous informer si vous avez des allergies alimentaires.

Por favor, haganos saber si tiene alguna alergia alimentaria.

如果您有任何食物過敏，請告訴我們.

음식 알레르기가있는 경우 알려주십시오.

โปรดแจ้งให้เราทราบหากคุณมีอาการแพ้อาหารใด ๆ

SAMPLE SAMPLE

Food Allergy Check Sheet

Meats Milk Egg

- ☐ 牛肉 beef
- ☐ 豚肉 pork
- ☐ 鶏肉 chicken
- ☐ 乳 milk
- ☐ 卵 egg
- ☐ その他 other

Seafood

- ☐ えび shrimp
- ☐ かに crab
- ☐ いか squid
- ☐ さけ salmon
- ☐ いくら salmon roe
- ☐ さば mackerel
- ☐ あわび abalone
- ☐ その他 other

Wheat Vegetable Fruits Nuts etc.

- ☐ 小麦 wheat
- ☐ そば buckwheat
- ☐ 大豆 soybean
- ☐ 落花生 peanut
- ☐ カシューナッツ cashew
- ☐ くるみ walnut
- ☐ アーモンド almond
- ☐ ごま sesame
- ☐ オレンジ orange
- ☐ キウイフルーツ kiwi fruit
- ☐ バナナ banana
- ☐ もも peach
- ☐ りんご apple
- ☐ やまいも wild yam
- ☐ まつたけ matsutake
- ☐ ゼラチン gelatin
- ☐ アルコール alchol
- ☐ その他 other

消費者安全課

写

消 安 全 第 67 号
令和２年２月 26 日

各都道府県・政令指定都市
消費者行政担当課長　殿

消費者庁消費者安全課長

食品に関するリスクコミュニケーションの
取組の推進について（お知らせとお願い）

各地方公共団体におかれましては、日頃より消費者庁の推進する消費者行政への御理解と御協力をいただきありがとうございます。

このうち、食品にあっては、近年、食品流通の広域化やソーシャルメディアの普及などが進む中、食の安全を脅かす事案や根拠の無い情報による消費者の混乱が生じています。このような中、消費者が食品の安全性の確保に関する知識と理解を深め、自らの判断で主体的な消費行動を行うためには、食品に関するリスクコミュニケーションの取組をより一層推進する必要があります。

消費者庁では、従来から食品に関するリスクコミュニケーションに取り組んでおり、この一環として、令和２年度も別紙１のとおり地方公共団体等が行うリスクコミュニケーションの取組に対する協力、支援等を行うこととし、その事務に関する要領を別紙２のとおり定めました。

各御担当におかれましては、令和２年度に食品の安全性の確保に関する講演会、意見交換会、研修等を計画される際に、消費者庁との連携について御検討いただきますようお願いします。

なお、食品に関するリスクコミュニケーションを担当する部課等が別にある場合には、本通知の回付をお願いします。

本件に関する問合せ先
消費者庁　消費者安全課　食品安全班
TEL：03(3507)9280（直通）
E-mail：g.anzenshoku@caa.go.jp

（別紙１）

１．協力、支援等の対象となるリスクコミュニケーション

（１）消費者を対象とする食品安全に関する講演会、意見交換会等（参加者がおおむね 100 名を超える講演会、意見交換会だけでなく、取組の目的や内容によっては小規模の意見交換会等も対象となり得ます。）

（２）食品安全について情報提供・情報発信できる人材（リスクコミュニケーター等）を養成する研修等

（３）多数の参加者が見込めるイベント等において食品安全に関する情報を発信する取組等

２．協力・支援等の例

	消費者庁が共催※する取組	消費者庁が共催※しない取組
講　師	・講師の紹介 ・講師に係る旅費及び謝金の負担 （議題によっては消費者庁職員を講師として派遣することも可能）	・講師の紹介 （議題によっては消費者庁職員を講師として派遣することも可能）
会　場	・会場借料の負担 （上記１（３）の取組における出展費用等は除く。）	―
その他	・リスクコミュニケーション参加者に配布する資料の提供 「食品と放射能Ｑ＆Ａ」、「健康食品Ｑ＆Ａ」等 ・意見交換会のシナリオ例や人材養成研修の実施マニュアル等の提供 ・過去に実施したリスクコミュニケーションの事例紹介 ・リスクコミュニケーションの企画、運営等に対する助言	

※共催の対象となり得るリスクコミュニケーションの取組には条件があります。詳しくは別紙２の要領を御覧いただくとともに、消費者庁消費者安全課にお問い合わせ願います。

３．留意事項

（１）開催日までの期間が短い場合等は、協力・支援等の御要望に添えないことも想定されるので、十分な時間的余裕をもって御相談願います。

（２）消費者庁が共催するリスクコミュニケーションの取組では、旅費及び謝金の負担の有無にかかわらず、講師の選定について事前に消費者庁へ協議していただきます。

（３）消費者庁が共催するリスクコミュニケーションの取組であっても、取組の周知、参加者の募集、当日の受付や進行等の運営については、この取組を企画・主催する地方公共団体等が主体的に実施することになります。

（４）消費者庁が共催するリスクコミュニケーションの取組であっても、開催に係る諸経費等については、この取組を企画・主催する地方公共団体等が相応の負担をすることが基本となります。

（５）消費者庁が派遣する講師に係る旅費や謝金、会場借料の負担については、予算の範囲内で実施するものであることから、消費者庁が共催するリスクコミュニケーションの取組全てについて負担を約するものではありません。

（６）消費者庁が負担する講師に係る旅費及び諸謝金については、消費者庁の規程に従って算出した金額となります。

（別紙２）

地方公共団体等が実施する食品に関するリスクコミュニケーション等への協力、支援等に係る事務要領

令和２年２月 26 日
消費者庁消費者安全課

１　趣旨

この要領は、地方公共団体等が行う食品の安全性の確保に関する意見交換会、シンポジウム、研修、その他食品の安全性の確保に関する消費者の知識と理解の増進に向けた取組（以下「リスクコミニュケーション等」という。）に対し、消費者庁が協力、支援等（「消費者庁の後援等名義及び祝辞等に関する規程」（平成 21 年消費者庁訓令第９号）に基づく後援、協賛、賛助、監修等の名義の使用を除く。以下「協力等」という。）を実施する際の事務手続等について定めるものとする。

２　協力等の内容

消費者庁は、地方公共団体等が行うリスクコミュニケーション等について、次に掲げる協力等を行うことができる。

ア　共催
イ　講師紹介、講師派遣
ウ　企画・運営に関する助言
エ　資料提供

３　主催者及び関係者に関する基準

協力等の対象となるリスクコミュニケーション等の主催者は、次のいずれかに該当し、かつ、主催者及び関係者が信用し得る者とする。

ア　地方公共団体
イ　公益法人（宗教法人を除く。）、特定非営利活動法人又はこれに準ずる団体であって、食品衛生、食育等に関する事業を行うことを主たる設立目的とし、次の（ア）から（ウ）までに適合する者
（ア）主催者の存在が明確であり、継続的な活動実績を有し、事業遂行能力が十分にあると判断されるものであること
（イ）規約、会則等の定めがあり、団体意思が明らかであること
（ウ）反社会勢力等との関係を有しないこと
ウ　ア及びイに掲げる者に準ずると認められる者

４　共催の内容に関する基準

共催の対象となるリスクコミュニケーション等の内容は、次に適合するものとする。

ア　消費者庁が推進する食品の安全性の確保に関する消費者の知識と理解の増進に寄与するものであること
イ　行事等の所要経費についての資金計画が適切なものであること

ウ　「３　主催者及び関係者に関する基準」のイ又はウに該当する法人又は団体が主催するリスクコミュニケーション等にあっては、一般消費者に原則無償で公開されるものとし、かつ、当該法人又は団体の会員でない者の参加が過半を占めると見込まれるなど、特定の者の利益が図られるおそれのないものであること

エ　事故防止及び公衆衛生のための措置が十分に講じられているものであること

5　共催の申請手続

消費者庁との共催を希望するリスクコミュニケーション等の主催者（以下「申請者」という。）は、当該リスクコミュニケーション等の１か月前までに第１号様式の共催承認依頼書（以下「承認依頼書」という。）に次に掲げる関係資料を添付し、消費者庁消費者安全課に申請するものとする。

ア　リスクコミュニケーション等の概要（目的、日時、場所、参加者、内容、他の主催等の団体（申請中のものを含む。）等）を明らかにする書類（実施要領等）

イ　経費の収支予算書

ウ　主催者が民間団体である場合には、定款又は寄付行為、会則、役員名簿、活動状況等その団体の性格及び内容を明らかにする書類

エ　その他必要な書類

6　共催承認の通知

（１）消費者庁は、「５　共催の申請手続」の規定による承認依頼書の提出があった場合において、共催を承認するときは第２号様式の共催承認通知書（以下「承認通知書」という。）により、承認しないときはその旨を書面により申請者に通知する。

（２）消費者庁は、共催の承認に当たり、必要な指示又は条件を付することができる。

（３）申請者は、（１）の承認通知書による通知を受けるまでは、いかなる文書、印刷物等にも消費者庁の名義を記載することができない。ただし、消費者庁が特に認める場合はこの限りでない。

7　共催承認の取消し

消費者庁は、共催を承認したリスクコミュニケーション等について、次のアからエまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、共催の承認を取り消すことができる。

ア　申請者及びリスクコミュニケーション等の内容が、承認依頼書及び関係資料に記載された内容と異なっていること

イ　「６　共催承認の通知」の（２）の規定により付された指示又は条件に違反すること

ウ　「６　共催承認の通知」の（３）の規定に反して消費者庁の名義を使用すること

エ　イ及びウに掲げるもののほか、この要領の趣旨に反すること

8　結果の報告

申請者は、「６　共催承認の通知」の規定による承認を受けたリスクコミュニケーション等が終了したときは、開催日から 10 日以内に第３号様式の事業報告書を消費者庁消費者安全課に提出するものとする。

9　事務主管課

リスクコミュニケーション等の共催に係る承認事務は、消費者庁消費者安全課において行う。

10　その他

この要領に定めるもののほか、地方公共団体等が行うリスクコミュニケーション等に対する消費者庁の協力等の実施に関し必要な事項は、別に定める。

11　施行日

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

第１号様式

年　　月　　日

共催承認依頼書

消費者安全課長　殿

（団体等の住所）　〒
（団体等の名称）
（代表者の氏名）　　印

次のとおり貴庁との共催による事業を開催したく、必要書類を添えて申請いたします。

１．事業名称	
２．事業目的	
３．主催者	
４．依頼内容	
５．開催日	
６．開催場所	
７．参加予定人数	
８．特記事項	

【添付書類】（１）主催する団体の規約及び組織の資料（地方公共団体の場合は添付不要）
（２）共催を希望する事業に関わる実施要領及び経費の収支予算書（別紙）
（３）前２号に掲げるもののほか、共催を希望する事業実施に関わる資料

第１号様式　別紙

（別紙）

収支予算書

（共催申請者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１　収入

項目	金額（円）	備考
（１）活動費		
合計		

２　支出

項目	金額（円）	備考
（１）活動費		
（２）講師旅費（委員等旅費）		
（３）講師旅費（消費者庁旅費）		
（４）講師謝金（諸謝金）		
（５）印刷・その他運営費等		
合計		

第２号様式

消 安 全 第 ○ ○ 号
年　　月　　日

殿

消費者安全課長

共催承認通知書

○○年○月○日付け○○○○○で申請のあった件については、消費者庁の共催を承認することとしましたので、通知します。

なお、事業計画に変更等があった場合は、必要な書類を添付して直ちに届け出るとともに、事業終了後は、別添様式を用いてその結果を速やかに報告されるようお願いいたします。

以上

第３号様式

年　　月　　日

事業終了報告書

（共催申請者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

区分	内　容
開催事業名	
共催者	
開催年月日時間	
開催場所	
参加人数	
事業の進行概要※1	
主な登壇者	
その他の特記事項	
会場での主な質問・意見	
収支決算報告※2	

※１　当日の配布資料等の添付をもって記載に替えることができる。

※２　当該事業に要した金額を収支決算報告書（別紙）等にて報告すること。

問合せ先	団体名： 担当者名： 電話番号：

第３号様式　別紙

収支決算報告書

（共催申請者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１　収入

項目	金額（円）	備考
（１）活動費		
合計		

２　支出

項目	金額（円）	備考
（１）活動費		
（２）講師旅費（委員等旅費）		
（３）講師旅費（消費者庁旅費）		
（４）講師謝金（諸謝金）		
（５）印刷・その他運営　等		
合計		

【参考】消費者庁が2019年度に協力等した意見交換会の例

開催日	共催自治体、団体	開催テーマ	開催形式 （協力内容）	参加者数
令和元年５月17日（金）	公益財団法人東京都 学校給食会	食品中の放射性物質	シンポジウム形式 （共催・職員派遣）	67名
令和元年10月18日（土）	熊本県 熊本食の安全安心県民会議	食品添加物	シンポジウム形式 （共催・講師紹介・職員派遣）	103名
令和元年11月30日（土）	名古屋市	健康食品	シンポジウム形式 （共催・講師紹介・職員派遣）	142名
令和元年12月21日（土）	徳島県 一般社団法人日本食品安全協会	食品添加物	シンポジウム形式 （共催・講師紹介）	137名
令和２年２月16日（日）	奈良市	健康食品	シンポジウム形式 （共催・講師紹介・職員派遣）	55名
令和２年２月19日（水）	大津市	食品の安全・安心の取組	シンポジウム形式 （共催・職員派遣）	65名
令和元年10月18日（金）～ 令和２年２月５日（水）	甲府市 山梨学院大学 山梨学院短期大学	食品の安全・安心の取組 （リスクコミニュケーター育成）	養成講座 （共催・講師紹介・職員派遣・長官名で修了証発行等）	19名

・その他の食品安全に関するテーマの意見交換会等
http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/food_safety/index.html#risk_communication
・食品中の放射性物質に関する意見交換会等
http://www.caa.go.jp/jisin/r_index.html